

回				
覧				

団体交渉で労組からの要求事項

寮・住宅使用料の値上げについて

原研労組としては納得できないと言ってきたが、先日の交渉で、機構は「7月1日からの値上げ」の一方実施を宣言した。住民にはアンケートを取っていながら、その結果も検討せずに、一方的に値上げに踏み切ることが問題である。住宅については、きちんと予算を確保し、今後の整備計画を作成して職員に開示することを要求する。

機構回答：アンケートの意見・要望は精査して、できるところからやっていく。

原子力健保の保険料の労使負担割合について

国の要請は、あまりに理不尽である。現在の労使の負担割合は、世の中の健保の平均と変わらない。また、機構職員の負担率は、文部科学省の職員の負担率とほぼ同じではないか。原子力健保の赤字対策のために、来年度以降の負担が増える可能性があるときに、さらに労働者側の負担割合を増やすようなことは、絶対にすべきではない。

非常勤嘱託の原子力健保の加入条件について

非常勤になると、原子力健保の保険料の全額を労働者が支払い、しかも、非常勤3年目には、原子力健保から脱退しなければいけないというのは、大きな問題だ。労組としては、再雇用の職員については、機構が直接雇用している以上、雇用形態にかかわらず、定年前の職員と同じ扱いにすべきと考える。非常勤職員に対して差別的な扱いをしていることについて、どこに根拠があるのかと労組が質問していることに対して、機構は全く答えていない。

機構回答：厚生年金をもらうために健保に加入できない。健保だけ見れば理不尽ではあるが、実際には収入は多くなるはず。選択加入は制度上できない。今後は制度をきちんと説明したい。制度上見直し転機とも思う。

研究員・技術員の未認定と奨学金返還義務の問題

人事部は6月1日付で「未認定者は免除職の適用除外となる」という趣旨の文書を発信し、多くの職員に知らせてくれた。これには、「これはあまりにひどいのではないか」という声も、労組に届いている。人事部では、誰が免除職の適用除外となったか把握できるはずであるが、実際に適用除外となった人は、何人いるのか。その人たちには、一人ずつに、丁寧に説明したのか。

機構回答：除外された人は、旧原研の職員で3～4人いる。拠点から当人に伝えていと思う。(労組の追及に)きちんとフォローします。

今年の夏休みは昨年と同じです。

今年の夏休みも、昨年同様です。7月から9月の3ヶ月間に取得できます。8月11日～13日の3日間は一斉取得奨励期間で、この間、原科研では出退勤バスの運行停止、食堂や売店、阿漕が浦クラブ、銀行ATMの休業、建屋空調の停止が計画されています。機構として、「保安管理上問題がなければ、なるべく休んで欲しい。」ということですが、推奨であり強制ではありません。また、夏休みより代休を先にとるようになどと強制しないよう申し入れました。

6月25日(金) 中央委員会を開催します。

日時： 6月25日(金) 18:30～

場所： 原科研 第1研究棟第5会議室

議題： 6月期一時金について、組合事務所協定書の承認、活動報告、その他

6月一時金、やむを得ず仮受結！！

6月22日に団体交渉が行われ、6月一時金について、以下の支給算式で仮受結しました。25日の中央委員会で承認されれば30日に支給されます。労組からは以下のことを述べました。

今回の一時金交渉は、支給枠について、「国家公務員と同じにする」という理由で削減したことは、原子力機構としての自主性を放棄したものとわざわざを得ません。12月期には今回の削減分を含めて復活させ、機構としての自主性を発揮するように要望します。実際の配算において、人事評価による査定分を定額項からねん出する方式については、今後は別の方式にすることを検討すべきです。もともと定額項は、若年層に少しでも手厚く配算するためのものであり、そこから査定分をねん出するのは、趣旨に反します。労組として、以前から指摘していますが、そもそも、査定の結果により定期昇給に差がつけられ、本給に反映しているの、それは一時金へも反映しています。さらに査定の結果で一時金に差をつける今の制度は、査定結果が一時金に2重に反映するものとなっており、これは差をつけすぎです。今のやり方を今後は見直すことを要求していきます。

これ以上交渉を続けても、機構の自主性が発揮される見込みがないと判断し、いたずらに支給を遅らせることもできないため、やむなく、仮受結しました。

支給算式

【一般職員】(1～5級、6級総括主査)

(本給 × 1.95 月 × 評価反映率) + 6,500 円 × 扶養手当人数
+ 56,545 円 + 職務別加算

職務別加算 = {本給 × (1 + 地域調整手当の支給割合)} × 加算率 × 1.95 月

地域調整手当の支給割合： 東京特別区 0.06、その他の地区 0.03

加算率： 4、5級:0.05 6級:0.1

【常勤職員】

本給 × 1.95 月 + 6,500 円 × 扶養手当人数 + 18,497 円

上の支給算式のとおり一時金が支給されます。一般職員の場合、支給算式に評価反映率があります。支給される6月一時金から評価反映率を知ることができます。必ず、評価反映率を確認しましょう。評価反映率は、S:1.05、A:1.03、B:1.00、C:0.97、D:0.95となっています。1～5級、6級総括主査以外の組合員の方は、執行委員会にお問い合わせ下さい。

フィードバック面談は終わりましたか。

6月一時金の支給算式に人事評価が反映されますので、その前にフィードバック面談が終了していなくてはなりません。特別な事情のない方は、必ず面談を受けましょう。評価結果に不満のある方や納得できない方は、不服申し立てを行うことができます。その期限は、面談後1ヶ月あるいは7月末となっています。組合員の方は労組がサポートしますので、ご相談下さい。